

主要地方道 おおさか いずみ せんなん 大阪和泉泉南線

(都市計画道路 おおさか きしわ だ なんかい 大阪岸和田南海線)

道路改良事業
[泉南郡熊取町]

【再評価】

(前回評価から10年を経過した時点で継続中)

意見陳述に対する府の見解

●意見陳述の内容（1/4）

私は熊取町の住民であり、当該商業施設を所有する会社に勤務しています。本日は、私たちが現在直面している極めて重大な問題についてご説明させていただきます。

現在計画されている都市計画道路「大阪岸和田南海線」は当社商業施設の平面駐車場を縦断する計画となっています。この計画が実行されれば、現在162台ある平面駐車場のうち約100台が失われることとなります。資料Aの通りです。

さらに、国道170号線からの施設進入口2カ所が使用不可能となり、施設の利便性と安全性が著しく低下いたします。

これは単に不便となる問題ではなく、商業施設の存続そのものが不可能となる重大な問題です。すでに施設にて営業するスーパーマーケットからは、工事日程が確定した時点で退店との申し入れを受けているような状況となっています。

そもそも当社は1984年に開業した旧施設を諸般事情により2013年春に閉店し、熊取町から事業撤退する予定でした。しかし2012年の秋、閉店の噂を聞いた熊取町役場の方から「撤退の話は本当か。食品スーパーを含む商業施設がなくなれば、町民生活に重大な支障が出る」「町の中心部が疲弊する」として、再建を強く要請され、最終的には当時の町長からも直接強く再建の要請を受けました。

意見陳述に対する府の見解

●意見陳述の内容（2/4）

「長年支えていただいた町の皆様が困るのであれば——」

創業以来67年にわたり地域のにぎわいを創出してきた会社として、その要請を真摯に受け止め、慎重な検討を重ねた結果、施設の再建を決断いたしました。

その後、施設配置や駐車場出入口、駐車場台数、更に立地法などについて熊取町と幾度も協議を重ね、変更や改善を指導された点については修正し、熊取町および大阪府から正式な開発許可をいただき、2015年12月に新施設は開業いたしました。

再開した施設は、熊取町や近隣地域の住民など、今でも年間約175万人の方々にご利用いただいております。熊取町から当初求められた「地域の生活インフラ」としての役割は十分に果たしているものと自負しております。

ところが開店してからわずか3年後の2018年、突然、岸和田土木事務所の方から「都市計画道路が平面駐車場を縦断するため、測量を行いたい」と連絡をいただきました。

急ぎこの計画道路について調査したところ、この計画は1970年に都市計画決定され、1990年代から大阪府と熊取町で協議され、2012年に条件付きで再開されたという記録を見つけ、愕然としました。

そこで改めて施設の開発資料を確認しましたが、行政からの開発許可書には平面駐車場を縦断する道路計画についての指導や条件は一切記載されていませんでした。

線形変更を熊取町長に要望したところ、「事業主体は大阪府であり、大阪府へ意見してもらいたい」といなされ、また、なぜ具体的な指導がなかったのかと尋ねると、「行政は民間の企業活動に意見する立場にない」と、施設の再建は要請していないと言わんばかりの回答に言葉を失いました。

意見陳述に対する府の見解

●意見陳述の内容 (3/4)

一方、大阪府に事情を含め申し入れしましたが「熊取町からそのような報告や要請は受けていない」「すでに決定されたこと」とされ、対話すら成り立たない状況となっています。

大阪府資料には、「地元から早期開通要望あり」と記載されていますが、地元説明会に参加された近隣住民からは、振動や騒音への質問に対し、7年経過した現在も具体的な説明や回答がないと聞いています。

つまり、住民と事業者双方の実質的な合意形成がないまま、形式的に手続きだけが進められてきたと言わざるを得ません。また、なぜか地権者である当社には地元説明会には説明会開催について何も連絡がありませんでした。

交通渋滞解消を求める声があることは十分理解しております。しかし、この計画は55年も前に決定されたものであり、その間、社会や地域の情勢は大きく変化してきました。

熊取町においても人口減少と急速な高齢化が進むと推計されています。そのような中で、熊取町がかつて存続を強く求めた生活インフラを無くしてまで、半世紀前の計画をそのままを実行することが、本当に町の将来に資するのでしょうか。

この事実に関し、2023年5月に、施設に来店いただいたお客様を対象に署名活動を行った結果、6,106名の方々から署名をいただき、ルート変更を求める陳情書を町議会に提出しました。この署名は、地域住民の切実な思いが表れた明確な民意だと考えております。

意見陳述に対する府の見解

●意見陳述の内容（4/4）

しかし、その後、熊取町議会議員による本件の勉強会が開催されましたが、勉強会にて熊取町職員からは「今さら、大阪府に線形変更を求めれば、都市計画道路だけでなく、外環状線の4車線化も白紙になる」と説明があり、実質的な検討や協議は行われなかったと町議会議員から伺いました。

そして2025年6月の熊取町特別委員会では、大阪府より「計画通り進める」「施設の営業継続は可能」と説明があったと報告されています。

しかし、私どもに大阪府から提示された、都市計画道路の線形を変えない平面駐車場（案）は商業の専門的視点から見ても、利用者の安全や利便性を含め、とても現実的なものと言えない内容でした。

ここで改めて申し上げます。私どもは都市計画道路そのものに反対しているわけではありません。道路の線形を約50メートル東へ移動し、既存の紺屋北交差点に接続する形へ修正していただくことを要望しております。（資料B参照）

道路が防災や交通の面で重要な社会インフラであることは十分に理解しております。しかし、一方で地域住民の暮らしを支えてきた商業施設という生活インフラを失えば、買い物難民の発生、町外への消費流出、さらには地域衰退の加速を招くことは明らかなです。これでは「豊かな住みよいまちづくり」という理念に逆行する結果ではないでしょうか。

高齢化と人口減少を進むこれからの社会において、社会インフラと生活インフラが共存する持続可能で魅力ある「まちづくり」が求められているのではないのでしょうか。

その実現のためにも、都市計画道路の線形について、現実的かつ柔軟な修正をぜひ真摯にご検討いただきますよう、強くお願い申し上げます。

最後までご清聴いただき、誠にありがとうございました。以上となります。

意見陳述に対する府の見解

●府の見解

大阪岸和田南海線の本事業区間は、昭和45年度に都市計画が決定され、平成27年度には、社会情勢の変化に伴う交通量の減少を勘案し、国道170号（大阪外環状線）との交差点において、立体交差を平面交差とする構造及び幅員の縮小など都市計画の変更を行いました。

都市計画の変更にあたっては、地元説明会はもとより、都市計画法に定める広聴会や図書の縦覧といった手続きを経た後、それらを踏まえた道路計画案を作成し、都市計画審議会に諮ったうえで、承認を得て決定しています。

なお、都市計画決定された道路の区域においてはこれまで都市計画法に基づく都市計画制限をかけており、変更に伴う新たな都市計画制限が発生すること、また、既に事業に着手しており、国道170号（大阪外環状線）交差点付近を含め全体で約5割の用地買収が完了していることから線形変更は困難です。

本事業区間の整備は、交通ネットワークの機能強化、防災機能の強化、交通安全性の向上に寄与することなどから必要と考えています。

大阪府として商業施設の生活インフラとしての重要性を踏まえ、これまで商業施設と協議を進める中で、商業施設の駐車場などの機能回復案を作成し提案するなど協議を進めてまいりました。今後も、商業施設の意見を聞きながら商業施設が営業継続できる機能回復案の検討を行い、引き続き対話を継続し事業協力が得られるよう進めてまいりたいと考えています。